

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第220号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年10月11日 06時20分ごろ
発生場所	広島県江田島市大黒神島南岸の採石場の岸壁 江田島市所在の安芸白石灯標から真方位128° 2.75海里付近 （概位 北緯34° 09.0′ 東経132° 23.5′）
事故等調査の経過	平成25年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{ほうらい} 宝来丸、71トン 134105、宝来建設工業有限公司 B パージ ^{エフビー} ほうらいFB、不詳 なし、宝来建設工業有限公司
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部に破損 岸壁 擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、軽荷状態のB船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、大黒神島南岸の採石場の岸壁に船首着けで着岸するため、船長AがA船の操舵室で操船に当たり、機関長を船首部のスパッド操作に、甲板員を合図役にそれぞれ配置して対地速力約2ノットで北進した。 A船押船列は、北進中、北西風に流されたので、船長Aが舵を左に取り、B船のスラスターを左一杯に操作して前進したが、平成25年10月11日06時20分ごろB船の右舷船首部が岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 白波、潮汐 低潮時
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A あり、B あり A船押船列は、大黒神島南岸の採石場の岸壁に船首着けで着岸作業中、北西風に圧流されたことから、B船の右舷船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、大黒神島南岸の採石場に船首着けで着岸

	作業中、北西風に圧流されたため、B船が岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業を行う場合、風潮流の影響を考慮すること。